

# 〇一関工業高等専門学校における総合評価審査委員会規則

(平成19年7月17日制定)

(趣旨)

第1条 一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）が発注する工事に関し、競争参加者の技術提案に基づき価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式、いわゆる総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、本校が発注する工事に関し、次に掲げる事項を審議する。

- 一 総合評価方式の実施方針に関すること。
- 二 個別工事に係る技術提案の評価方法に関すること。
- 三 個別工事に係る技術提案の審査・評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総務課長
  - 二 総務課課長補佐（財務担当）
  - 三 運営委員会から推薦された教員 2名
  - 四 外部有識者 2名
- 2 前項第四号の委員（以下「外部有識者委員」という。）は、他法人等の施設に関する職務に従事している部課長等の中から、校長が委嘱する。
- 3 委員会は、必要に応じて、その他の外部有識者の協力を求めることができる。

(任期等)

第4条 外部有識者委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の氏名及び職業は公表する。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第二号又は第三号の審議に関して、自己又は3親等以内の親族の利害

に関係のあると思われる場合は、その審議に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(個別工事の適用範囲)

第9条 個別工事の適用範囲は、本校における工事契約のうち、技術的工夫の余地が少ない案件を除き、予定価格が250万円以上の工事とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成19年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月19日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年7月31日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項にかかわらず平成23年3月31日までとする。